

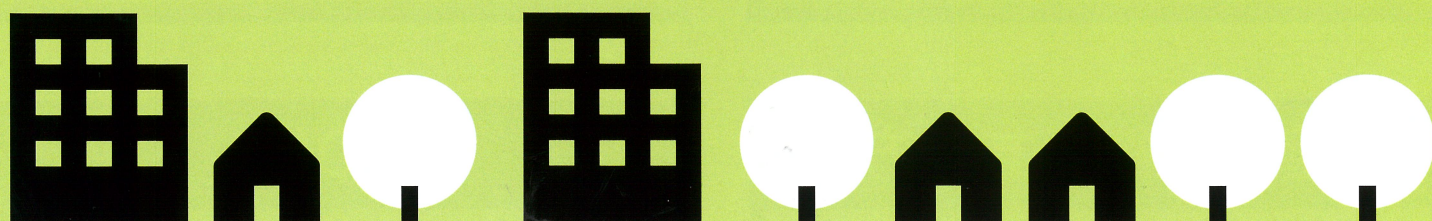
相談無料

令和7年分

確定申告

関内会計にお任せください！

プロの申告であなたの節税をフルサポート！！
正確な申告で、申告後の不安ありません！



所得税・贈与税

令和8年3月16日(月)

個人消費税

令和8年3月31日(火)

税理士法人関内会計

〒231-0013

横浜市中区住吉町1-14 第一総業ビル3階

営業時間 平日9:00~17:00 (土日祝除く)



お申込み・お問合せは

☎045-680-4301

MAIL / info@kannaikaikei.jp <https://www.kannaikaikei.jp/>

プロの申告であなたの節税をフルサポート！ 正確な申告で、申告後の不安ありません！！

個人事業主の方

自営業の方はきちんと帳簿作成をすると65万円控除を受けることが出来て、所得税をおさえることができます。また、令和5年の売上が1,000万円を超える方は消費税の計算・納税も必要です。

【必要書類】

- ・売上請求書・領収書等
- ・仕入請求書・領収書等
- ・経費請求書・領収書等
- ・給与明細書、在庫表
- ・各種控除証明書
- ・その他参考書類等

料金の目安：50,000円～

不動産収入がある方

不動産収入等がある方は、簡易的な帳簿作成をすると、最低でも10万円の控除を受けることができます。一定条件を満たし、きちんと帳簿作成をすると、65万円控除を受けることができ、所得税をおさえられます。

【必要書類】

- ・賃貸借契約書
- ・経費等（固定資産税、修繕費、借入金利等）
- ・その他参考書類等

料金の目安：30,000円～

譲渡所得のある方

土地、建物等を譲渡した場合、確定申告が必要となります（一定の場合を除く）。居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除等、各種特例がありますので、ぜひご相談下さい。

【必要書類】

- ・売却時の売買契約書
 - ・購入時の売買契約書
 - ・その他参考書類等
- （特例を利用する場合は準備書類が多くなります）

料金の目安：50,000円～

その他

- ・住宅ローン控除
- ・生命保険の満期
- ・副業の収入があった方
- ・贈与を受けた方

その他、確定申告に不安がある方どんな悩みも解消します！お気軽にご相談ください。

雑所得・一時所得 30,000円～
贈与税 30,000円～

税理士法人関内会計

✉info@kannaikaikei.jp

URL: <http://www.kannaikaikei.jp/>

FAX：045-680-4318

☎045-680-4301

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

